

丹波篠山市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和6年6月14日

丹波篠山市保健福祉部医療保険課

令和6年度 第1回 丹波篠山市国民健康保険運営協議会

1 日 時 令和6年6月14日（金）午後 2時

2 場 所 丹波篠山市立丹波篠山市民センター 多目的ホール

3 出席者

○被保険者代表

澤 雅史 酒井 利里 白井 悦子 俣野 信子（敬称略）

○保険医又は保険薬剤師代表

山鳥 嘉彦 河合 岳雄 井塚 篤司 小嶋 一郎（敬称略）

○公益代表

本莊 賀寿美 酒井 格 植野 桂子 森本 榮二（敬称略）

○事務局

保健福祉部長 福西寿美子、医療保険課長 畑岡恭子、副課長 小西雅美、
課長補佐 森康行、国保年金係長 酒井純子、東雲診療所係長 田中仁美、
今田診療所係長 和田祥代、健康課副課長 吉田久仁子、
行政経営部税務課長 大路和浩、納税係長 大間義幸

4 書面出席状（敬称略）

○被保険者代表

○保険医又は保険薬剤師代表

森 佳司

○公益代表

山本 優子

5 欠席者 森 八千代

1 開 会

2 市長あいさつ（副市長代理）

3 職員の紹介

4 会長あいさつ

5 会議録署名委員の指名

6 議 事 議案第1号 令和5年度国民健康保険特別会計の決算について

① 事業勘定

② 直診勘定

7 その他

8 閉 会

(14時00分開会)

丹波篠山市国民健康保険運営協議会規則第3条に基づき、本協議会定数15名中、本人出席11名、書面出席2名、計13名で、委員の過半数以上出席により本会議、成立。

本運営協議会規則第12条の規定に基づき、白井悦子委員と河合岳雄委員を会議録署名委員に指名。

議案第1号 令和5年度国民健康保険特別会計の決算 事業勘定について、事務局より説明。

(委員) 令和4年度の決算と令和5年度の決算において、大きく違いがあったところを中心に総括的に説明していただきたい。

(事務局) 令和5年度については、データヘルス計画、特定健康診査等実施計画の策定がありました。これまでと違い、県の平均的な数値を用い、そこに本市のデータを取り込む形で比較しやすい内容としています。保険の給付費については、被保険者数は減少しているものの、一人あたりの医療費は増加傾向にあるため、より一層保健事業が重要になってくるものと考えています。また、社会保険に加入できる範囲が徐々にひろがっており、国民健康保険においては比較的収入が少ない方の割合が増える傾向にあります。保険の財源としては、一層厳しくなることが予測されます。

(委員) 外国人が増加傾向にあると思うが、収納等の状況について教えていただきたい。

(事務局) 基本的には、現年分が滞納にならないように取り組んでいます。財産調査なども含め、しっかりと担税力を把握したうえで催告を実施しています。

(委員) 収納率は上がっているが、夜間や土日の納税相談の状況について教えていただきたい。また、資格証の交付枚数について教えていただきたい。

(事務局) 短期証の更新にあわせ、あらかじめ文書を送付した上で相談を実施しています。文書をご覧になった段階で相談をされる方が多いため、夜間の納税相談が多いという状況ではありませんが、その時間にしか連絡が取れない方もいらっしゃるため、夜間の相談を有効に活用している状況です。令和6年3月31日現在の資格証の対象は、23世帯37名となっていますが、18歳未満の者へは資格証が発行できないため、37名のうち9名へは6カ月証を交付しています。

(委員) マイナ保険証の利用が推奨されているが、短期証や資格証との兼ね合いはどうなるのか

(事務局) この7月に更新となる保険証等については、従来どおり来年の7月まで有効となる保険証を交付する予定です。今年の12月2日以降は新規の保険証を交付しないことが決定していますが、この取り扱いについては後ほど時間を設けていますので、その際にご説明させていただきます。

- ・議案第1号 令和5年度国民健康保険特別会計の決算 直診勘定について、事務局より説明。

(委員) 電話相談ができる医療機関があり、そのような病院をかかりつけ医にしていることが心の支えになることもあると考えるが、診療所において地域の方に寄り添うような事業はあるのか。

(事務局) 今田診療所において、塩分や糖尿についての健康講座を開催しました。看護師から楽しいクイズを出してもらうなどして、定期患者の方に喜んでいただくことができました。東雲診療所においても、コロナ以前は、要望があれば医師や看護師が訪問して健康講座を実施するなどしていました。今後も、診療所だよりに掲載するなどして、広報していきたいと考えています。

- ・挙手多数により、議案第1号は承認。
- ・その他の報告事項を事務局より説明。

(事務局) マイナ保険証関係について説明いたします。現在交付している保険証は有効期限が7月末までとなっており、8月1日からの保険証は有効期限が1年間のものを7月中に交付します。12月2日以降は新規の保険証を交付しないこととなりましたので、新規に加入の手続きをされた際には(当日配布資料の9ページにあります)「資格情報のお知らせ」を発行することになります。また、70歳になられる方に対しても、負担割合をお知らせする必要があることから「資格情報のお知らせ」を発行します。

マイナ保険証を利用できる状況にない方については、当面の措置として(当日配布資料の5ページにあります)「資格確認書」を発行する予定です。また、資格証明書に該当する方へは、(当日配布資料の7ページにあります)「資格確認書 特別療養」を発行する予定です。マイナ保険証を利用していた方でも、電子証明の期限切れやマイナンバーカードの紛失によって利用ができない状況の方には「資格確認書」を発行します。

「資格確認書」を使用される方については、これまでどおり限度額適応認定書や長期入院該当医療、特定疾病受給者証についてもあわせて保有のうえ使用していただく必要があります。(マイナ保険証を使用される方は不要。)

あくまでも現在の情報とはなりますが、マイナ保険証の利用が可能な方は、保険証の交付が受けられなくなってしまう場合はマイナ保険証で受診していただくこととなります。今後、県内で統一した取り扱いになっていくことから調整中であるところもありますがよろしく申し上げます。

(委員) 例えば、身体障がい者1級の手帳をもっている場合はどうなるのでしょうか。

(事務局) 現在、マイナンバーカードと保険証の紐づけが先に進められています。福祉医療の受給者証については、マイナンバーカードとの紐づけがモデル的に実施されている段階で、最終的にどのようになるのかについては決まっておりません。

- ・質疑なし。審議終了。

(15時18分閉会)